

差出人: 大和@産業医大 yamato@med.uoeh-u.ac.jp

件名: 【産業医大タバコメルマガ\_171129】 ①法規制、150平米とはね、②都子どもを守る条例の意義、③通勤途中も禁煙 1601-2379

日付: 2017年11月30日 9:41

宛先: 大和大学メアド yamato@med.uoeh-u.ac.jp



121自治体を含む2379名のタバコ対策担当者様、名刺交換・講演・原稿依頼をされた方へ

産業医科大学 健康開発科学研究室 大和より (異動などで不要になった方は「不要」とお返事下さい)

①飲食店等の法規制、これでは規制なしに等しい。

以下のような見出しで報道されました。あんまりにもひどい内容なので、すぐにメルマガ配信したかったのですが・・・。

- ・都内のある調査では150平方メートル以上の店舗は約5%、
  - ・別の某政令市の調査でも100平方メートル以上の店舗は5%以下、とのこと。
- つまり、9割以上の店舗がこれまで通りになってしまいます。

飲食店、喫煙可150平方メートル以下 新規店、チェーン店を除く 厚労省新案

<https://mainichi.jp/articles/20171116/ddm/001/010/173000c>

厚生労働省が受動喫煙対策を強化する健康増進法の改正について、焦点となっている飲食店は

店舗面積150平方メートル以下なら喫煙を認める新たな案を検討していることが分かった。

当初の30平方メートル以下のバーやスナックに限る案から面積規制を大幅に緩める一方、

新規出店や大手資本の店は認めないなどの要件も付ける方向。

与党と調整した上で、2020年東京五輪・パラリンピックまでの全面施行を目指し

来年の通常国会に法案提出する構えだ。【阿部亮介】

この動きを察知して、サイゼリアやケンタッキーもロイヤルホストに続いて禁煙化を決めたのでしょうか。

<https://www.excite.co.jp/News/smadan/E1511769030654/>

<http://www3.nhk.or.jp/news/html/20171127/k10011236991000.html>

2006年、スペインでは100平米以上の大型店は禁煙、中小規模の店舗はオーナーが喫煙・禁煙を決める、という法律ができました。

しかし、実効性が上がらなかったため、2011年1月から規模に関わりなく全面禁煙となりました。

面積基準での規制は失敗、という前例があります。神奈川県も兵庫県も同様です。

最近の成功例は2015年6月から一律全面禁煙とした北京市です。

私のホームページ、「最近のスライド」11月26日のスライド「4大学スクラム講座」でご覧ください。

<http://www.tobacco-control.jp/slides/slides.htm>

②「東京都子どもを受動喫煙から守る条例」の意義

子どもが居る自宅、飲食店等、自家用車などでの喫煙をしない、という努力義務を謳った条例が2018年4月から施行されます。

プライベートな空間を規制するのか、という論調の記事がありましたが、以下の受動喫煙の濃度を見れば、条例の意義が分かるはず。

子どもは親を選ぶことはできません。

幼稚園の先生から「バッグを開けたらタバコの臭いがする子どもが居る」と聞いたことがあります。

ファミレスの喫煙席に子どもを連れて行く家族、子どもが居る車内での喫煙も見かけます。

保護者の喫煙は虐待です。条例がなければ注意することができません。

条例の意義を北九州市医師会報の連載「その38」で解説しました。その一部を小さいサイズで添付しました。

元サイズの全文は以下からダウンロードしてお使い下さい。

[http://www.tobacco-control.jp/KitaQ\\_Med\\_News.htm](http://www.tobacco-control.jp/KitaQ_Med_News.htm)

③通勤途中も禁煙、すかいらーく

<https://www.j-cast.com/2017/11/28315096.html?p=all>

外食チェーン大手、すかいらーくグループ社員の全面禁煙報道が波紋を広げている。

通勤途中の喫煙も禁止する、という内容を知り「勤務時間外も規制するのか？」

「プライベートに口出ししている」という反発が、非喫煙者からも出ているのだ。

同グループはこうした反応に複雑な心境だ。報道内容に間違いはないが、

強い印象で受け止められることになった、とし、あくまで「推奨」であり罰則はないし、

そもそも3年前から「全社禁煙運動」を進めているため、社員には自然な流れとして受け止められている、というのだ。

すかいらーくグループは、2017年11月末を持って東京都武蔵野市の本社オフィス屋上や社内の喫煙スペースをすべて廃止するほか、

土日祝日を含め最寄りの駅、バス停から本社まで通勤途中の喫煙を禁じる。道なりに喫煙スペースがいくつもあるからだ。

さらに、休憩の時間であっても周辺のコンビニ前で喫煙することも禁じる。「アイコス」などの電気加熱式たばこも同様だ。

これは禁煙による健康増進運動を進める中で、例えば本社を全面禁煙にしても敷地外で吸われてしまえば元も子もない、

という発想からだ。本社にはデスクワークを中心とした約300人が勤務している。違反者を見つければ注意はするが罰則はない。

こうした報道に、

「食品を扱っているんだから、当然だよ。素晴らしい会社だ」

「社員の健康管理をちゃんとしてくれるホワイト企業ですね」

といった称賛も出たのだが、通勤途中という勤務時間外やプライベートにまで会社が口を出しているという反発が起こり、

これはタバコを吸うか吸わないかの問題ではなく、社員の生活の「権利」を侵しているのではないかと、とし、

「通勤中に禁煙を強制する権利があるのか、だとしたら通勤時間を勤務時間扱いしなければならないはずだが」

「労働法的には疑問。私的時間の過ごし方は労働者の自由。罰則なく注意でも法的根拠なし」

「私生活まで支配されるとか、奴隷化の進行は留まるところを知らんな」

などと、非喫煙者からも疑問視する意見が掲示板やツイッターに書き込まれた。

実際はどうか。J-CASTニュースが11月28日、すかいらーくに取材したところ、

報道内容は間違っていないが、インパクトのある表現だったため会社が社員を締めつけているようなイメージで伝わっている、と複雑な心境を見せた。

★大和コメント：コンビニの路肩の喫煙がどれほど迷惑なことか、それを清掃する従業員の受動喫煙を考えれば、

当然の措置ですね。

こういうときの、非喫煙者の「勘違い」同情が一番のネックになります。

吸わせる環境を残すことは、喫煙者の健康を傷害します。



「大手」「すかいらーくグループ」(谷真)は12月から、東蔵野市の本社オ(を全面禁煙にする)時に、社員に通中の喫煙を禁じ社屋が禁煙化され敷地外に出れば「道」になるケイ(いため、効果がれる)。

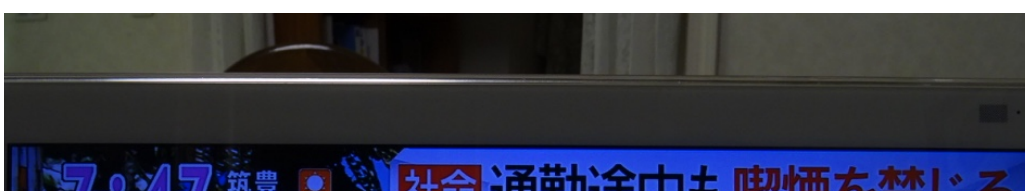
## 通勤中も喫煙ダメ

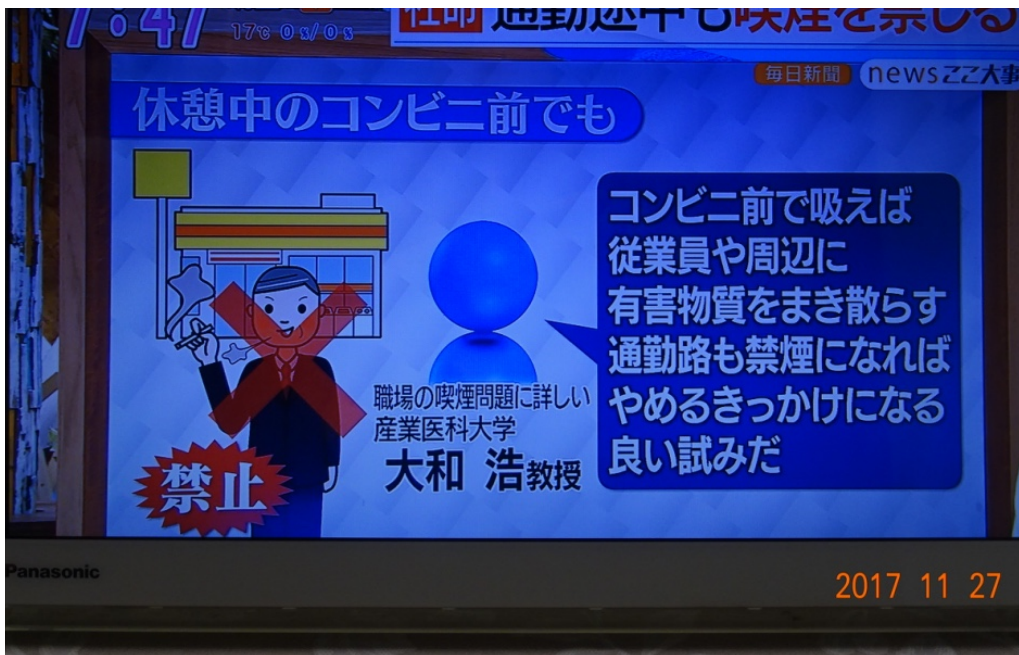
**すかいらーく本社近辺**  
 での間で喫煙すること通勤路で吸いにくくなを禁じる。電気加熱式は約300人が勤務は幹部の大半が禁煙している。2014年から「全社禁煙運動」を続けており、広報担当者は「自然な流れと受け止められている」と説明する。

ただ、私生活の自由を配慮して罰則は設けない。違反を確認して煙または分煙を実施も注意する程度だが、受動喫煙対策について同僚の目につきやすい

## 禁煙運動 社屋外に拡大

も検討している。今回の措置では、休憩の際に周辺のコンビニエンスストア前で喫煙することも併せて禁じる。専門家は会社に近いコンビニまで禁煙ゾーンに定めるのは珍しい(ト)指摘。職場の喫煙問題に詳しい大和浩・産業医科大教授は「コンビニ前で吸えば従業員や周辺に有害物質をまき散らす。通勤路も禁煙になれば、たばこをやめる契機になり大変良い試みだ」と話している。【斎藤義彦】





@@  
 807-8555 北九州市八幡西区医生ヶ丘1-1  
 産業医科大学 産業生態科学研究所 健康開発科学研究室 大和 浩

ダイヤルイン：093-691-7473、学内PHS 4729、  
 直通FAX: 093-602-6395、学内用内線FAX: 8062、  
 ホームページ：http://www.tobacco-control.jp/

@@  
 807-8555 北九州市八幡西区医生ヶ丘1-1  
 産業医科大学 産業生態科学研究所 健康開発科学研究室 大和 浩

ダイヤルイン：093-691-7473、学内PHS 4729、  
 直通FAX: 093-602-6395、学内用内線FAX: 8062、  
 ホームページ：http://www.tobacco-control.jp/

@@  
 807-8555 北九州市八幡西区医生ヶ丘1-1  
 産業医科大学 産業生態科学研究所 健康開発科学研究室 大和 浩

ダイヤルイン：093-691-7473、学内PHS 4729、  
 直通FAX: 093-602-6395、学内用内線FAX: 8062、  
 ホームページ：http://www.tobacco-control.jp/

